

「とちぎのいいもの」商品ガイドブック作成事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

「とちぎのいいもの」商品ガイドブック作成事業を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

令和5（2023）年8月4日

栃木県産業労働観光部産業政策課

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「とちぎのいいもの」商品ガイドブック作成事業業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の内容

別添『「とちぎのいいもの」商品ガイドブック作成事業業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託契約金額の上限

1,166,440円（消費税及び地方消費税込み）を上限とします。

(4) 委託業務の履行期間

契約締結した日から令和6（2024）年3月19日（金）まで

(5) 業務目的

本業務は、主に首都圏の食品系バイヤーに対して、本県の農林水産物や畜産物、加工食品などの販路拡大に資することを目的とする。

(6) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付期間は次のとおりとする。

所属：栃木県産業労働観光部産業政策課 次世代産業創造室（担当：齋藤）

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

電話：028-623-3203/FAX：028-623-3167

E-mail：food@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

ただし、面接による場合は、予め担当者宛て予約をとること。

2 本業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）への参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない

者であること。

- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

3 プロポーザル実施の手続き

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 5 (2023) 年 8 月 4 日(金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 5 (2023) 年 8 月 15 日(火)17 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 5 (2023) 年 8 月 18 日(金)
エ 参加表明書の提出期限	令和 5 (2023) 年 8 月 22 日(火)17 時必着
オ 企画提案書の受付期限	令和 5 (2023) 年 9 月 8 日(金)17 時必着
カ プロポーザル審査(書面)実施	令和 5 (2023) 年 9 月 20 日(水)
キ 審査結果の通知・公表	令和 5 (2023) 年 9 月 25 日(月)

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式 1)を産業政策課宛てに電子メールにより提出してください。

(3) 質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、栃木県公式ホームページ上で公開します。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、参加表明書(別記様式 2)及び参加資格確認書(別記様式 3)を作成し、持参又は郵送(郵送の場合は、到着確認のため、電話連絡をしてください。)により提出してください。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和 5 (2023) 年 9 月 8 日(金)17 時までに、辞退届(様式任意)を提出してください。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び補足仕様書を熟読の上、次のとおり作成してください。

ア 企画提案書の用紙は、原則として A 4 判用紙を使用することとし、A 3 判用紙を使用する場合には、A 4 判サイズに折り込んでください。枚数に制限はありませんが、カラー印刷としてください。

イ 企画提案書の様式は任意としますが、次の事項を含めて作成してください。なお記載順序は任意とします。

(ア) 企画内容

- ① 商品カタログの「タイトル案」を提示する
- ② デザイン案として、「表紙、裏表紙」、「とちぎの食の強みと時期・生產品のランキング」について提示する
- ③ 本カタログに対する考え方

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 独自の提案事項（付帯提案）

本事業の効果を向上させる独自の企画を提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

(オ) 類似事業の業務実績

(カ) 見積

ウ 企画提案書は1者1提案のみとします。

エ 企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とします。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないでください。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての「見積書」の正本1部（代表者印を押印）を提出してください。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに企画提案書の見積額と整合させてください。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱

ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めません（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

イ 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となります。

4 契約候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行います。

(1) 評価基準

「本業務」委託 評価基準」のとおり

(2) 企画提案書は、県が設置する審査会において、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定します。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(4) 審査・選定方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、選定委員（5名）により審査し、選定する。

(5) プレゼンテーション実施の際の留意点

①プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書をプロジェクター等で投影する方法を基本とします。

②資料等の追加配布は認めません。

③プレゼンテーションへの参加者は5名までとします。

④本業務の主担当者は必ず参加してください。

⑤プレゼンテーションは30分以内とし、終了後質疑応答を行います。

⑥県が準備するプロジェクター、スクリーン、コンセントは利用可能としますが、パソコン等の必要機材の準備は対象者で準備してください。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。

5 契約の締結

- (1) 上記4の審査において選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行います。

6 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがあります。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
(プレゼンテーションの内容に虚偽があった場合も含む)
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

7 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- (3) 企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。
- (4) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。
- (5) プロポーザル参加により栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。

附則

この要領は、令和5(2023)年8月4日(金)から施行し、契約候補者が決定した翌日にその効力を失う。